

宮古市参画推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古市参画推進条例（平成20年宮古市条例第30号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(重要な施設)

第2条 条例第7条第2項第3号の重要な施設は、事業費が概ね3億円以上の施設とする。

(アンケート)

第3条 条例第8条第1項第1号のアンケートを実施する場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) アンケートの名称
- (2) 目的、方法及び対象
- (3) 実施時期又は期間
- (4) その他必要と認められる事項

2 アンケートを実施した場合の結果の公表事項は、当該アンケートの回答率、集計結果その他必要と認められる事項とする。

(審議会等の審議)

第4条 条例第8条第1項第2号の審議会等の審議を実施する場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 事案の内容
- (4) その他必要と認められる事項

2 審議会等の審議については、原則としてこれを公開するものとする。

3 審議会等の審議を実施した場合の結果の公表事項は、当該審議会等の審議の会議録とする。

4 市の執行機関は、審議会等の委員を選任するときは、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として公募により選考する市民を含めるものとする。

(パブリック・コメント)

第5条 条例第8条第1項第3号のパブリック・コメントを実施する場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 事案の名称
- (2) 事案を作成した趣旨等
- (3) 事案の内容及び関連資料
- (4) 意見の提出方法、提出期間及び提出先

2 前項第4号の意見の提出方法は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- (1) 郵便による送付

- (2) ファクシミリによる送信
- (3) 電子メールによる送信
- (4) 市の執行機関が指定する場所への書面による提出
- (5) その他必要と認められる方法

3 第1項第4号の意見の提出期間は、事案を公表した日から起算して20日以上設けるものとする。ただし、条例第7条第3項第2号の規定に該当する場合は、この限りではない。

4 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、個人の場合にあっては住所及び氏名を、団体の場合にあっては主たる事務所等の所在地、名称及び代表者名を明らかにしなければならない。

5 パブリック・コメントを実施した場合の結果の公表事項は、提出された意見の内容及びその検討結果とする。

(市民説明会)

第6条 条例第8条第1項第4号の市民説明会を実施する場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 市民説明会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 事案の内容
- (4) その他必要と認められる事項

2 市民説明会を実施した場合の公表事項は、当該市民説明会の開催記録とする。
(ワークショップ)

第7条 条例第8条第1項第5号のワークショップを実施する及び実施した場合の公表事項については、前条の規定を準用する。

(公表の方法等)

第8条 条例第8条第3項による公表は、次に掲げる方法のうち全部又は一部の方法により行うものとする。

- (1) 市の広報紙への掲載
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 市の施設での閲覧又は配布
- (4) 報道機関への情報提供
- (5) その他必要と認められる方法

(政策提案)

第9条 条例第9条第1項の規定により政策を提案しようとする市民は、宮古市市民政策提案書(様式第1号。以下「政策提案書」という。)及び宮古市市民政策提案者名簿(様式第2号)を市の執行機関に提出しなければならない。

2 条例第9条第2項の規定による公表及び通知は、原則として政策提案書を受理した日の翌日から起算して3月以内に行わなければならない。

3 市の執行機関は、前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、公表及び通知の期間を延長することができる。この場合に

において、市の執行機関は、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により、政策提案書を提出した代表者に通知しなければならない。

(アンケート等の公表事項)

第10条 条例第10条のアンケート等の実施予定については、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 対象事項
- (2) 参画の方法
- (3) 実施時期
- (4) 担当部課等
- (5) その他必要と認められる事項

2 条例第10条のアンケート等の実施状況については、前項各号に掲げる事項及び条例第8条第3項の規定による結果の概要を公表するものとする。

3 第1項及び前項に規定する公表は、毎年度1回とする。

(推進委員会の所掌事項)

第11条 条例第11条の規定による宮古市市民自治推進委員会の所掌事項は、次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 宮古市自治基本条例の検証に関すること
- (2) 参画の運用状況に関すること

(補則)

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。